

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②前年度の未利用エネルギー活用状況、③前年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。（前年度とは令和3年度とする。）

要 素	区 分	得 点
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。（属紙「適合証明書」）

3 契約期間内における努力等

- （1） 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するように努めるものとする。
- （2） 1の基準を満たして電力供給を行っているのか確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求められることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

4 その他

上記及び属紙「適合証明書」の記載例については、把握できる最新の状況が前年度である場合の例であり、入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入の3要素は、同じ年度の実績値を用いるものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①前年度 1 k W h 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）
②前年度の 未利用エネ ルギー活用 状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、前年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） 前年度の未利用エネルギーの活用状況（%）＝ $\frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

③前年度の再生可能エネルギー導入状況	化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入促進の観点から、前年度の供給電力量（需要端）に占める再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおりとする。 （算定方式） 前年度の再生可能エネルギーの導入状況（%）＝ $\frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）（kWh）}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$ 再生可能エネルギー導入状況とは、次の①から⑥に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。ただし、①から⑥の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。 ① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh）） ② 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh）） ③ グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh） ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT 非化石証書の量（kWh）
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に供給側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

適 合 証 明 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊湯布院駐屯地

第404会計隊湯布院派遣隊長 荒木 渉 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

令和3年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	未利用エネルギー活用状況		
③	再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組みの有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の合計点数	
-------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日および開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第2により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法（又は事業開始日および開示予定時期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第 2 号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和 27 年法律第 172 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

分任契約担当官
陸上自衛隊湯布院駐屯地
第 4 0 4 会計隊湯布院派遣隊長 荒木 渉 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

湯布院駐屯地で実施される下記の入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

- ☐ 令和 5 年度陸上自衛隊湯布院駐屯地で使用する電気（高圧）
 - ☐ 令和 5 年度陸上自衛隊日出生台演習場で使用する電気（高圧）
 - ☐ 令和 5 年度陸上自衛隊湯布院駐屯地関連施設及び日出生台演習場で使用する電気（低圧）
- ※ 該当する件名にのみレ点を記入すること。

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- 1 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- 2 属紙に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること。）
- 3 RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その供給する再生可能エネルギー電気の比率を仕様書等を示す率とすることができる者であることを満たす証明として、再生可能エネルギー電源割当計画書

(担当者) 所属部署： 氏 名： 電話番号： FAX 番号：
--

※ 担当者名及び連絡先を記入することにより押印を省略することができる。